

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、我が国の証券市場におけるインフラストラクチャーとして、課せられた社会的使命と責任を果たしながら、株主、顧客、従業員や地域社会等、さまざまなステークホルダーからの信頼に応え、持続的な成長と長期的な企業価値向上を図るために、有効かつ機能的なコーポレート・ガバナンス態勢を構築します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4】 いわゆる政策保有株式

当社は、政策保有株式として上場株式を保有する場合には、対象企業の将来の収益性、リスク・リターン、資本コスト等を勘案し、戦略的に投資銘柄を選定いたします。

保有する意義が希薄になった、また資本政策に合致しなくなった等の場合には、当該株式の縮減を進めるなど、保有株式のポートフォリオについて適宜の見直しを行います。

また、当社は、毎年、取締役会において、政策保有株式の保有状況等についてその適否を検証し、その概要を開示いたします。

なお、政策保有株式の議決権の行使にあたっては、提出された各議案の内容が、株主価値の向上に資するものであるか否かを精査・確認した上、適切に賛否を判断することとしております。

【原則1－7】 関連当事者間の取引

当社では、当社が役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合において、かかる取引が会社および株主共同の利益を害することのないよう、以下の体制を整備しております。

- ・取締役会決議により、「企業行動憲章」、「利益相反管理方針」、「利益相反管理規程」を定め、当該規程等の遵守を周知徹底しております。
- ・取締役会は、上記諸規程の遵守状況について、内部監査部門から、定期的に、また必要に応じて報告を受け、監視を行っております。

- ・なお、「企業行動憲章」、「利益相反管理方針」については、当社ホームページ (<http://www.kosei.co.jp/>) に公開しております。

【原則2－6】 企業年金アセットオーナーとしての機能発揮

当社は、従業員の退職給付に充てるため、外部の資産管理運用機関と退職金共済契約を締結し、積立金の運用を委託しております。人事部門は、適切な資質を持った人材を配置し、当該機関に対し、運用状況などのモニタリングを行う等、適切な管理に努めています。

【原則3－1】 経営理念等や経営戦略、経営計画

当社は、「お客様にご満足いただける金融サービス」を実践すべく、役職員一人ひとりが自ら行動すること、ならびに我が国金融市場の発展に貢献できる証券会社であることを理念として掲げ、それを目指すために以下の点を重視した経営を行っております。

- 1 顧客の立場に立った営業
顧客の資産運用ニーズ・資金の性格を把握したうえで、最適な商品と適切な情報提供を行い、法令やルールを厳格に遵守しつつ、誠実に公正に業務を遂行する。
- 2 バランス経営と社会貢献
単に収益性・効率性を高めるだけでなく、資本コストを的確に把握した上で収益計画や資本政策を決定し、財務の健全性を重視しバランスのとれた経営を行い、以って持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る。
また、社会奉仕や環境問題への取り組み等、社会の一員である「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動を行う。
- 3 経営の独自性とフレキシビリティの保持
当社は、創業以来一貫して自主独立路線を堅持しており、資本と意思決定の独立を保つことが最終的に株主・顧客の利益につながると考えている。また、経営の独立性確保により、迅速な意思決定も可能になる。
- 4 働きがいのある魅力ある会社の実現
社員一人ひとりの力が最大限生かされるような、魅力的で働きがいのある職場環境の実現を目指す。

【原則4－1－1】 経営陣に対する委任の概要

取締役会は、役職員が共有する全社的な経営計画を定め、各グループに対し職務執行が効率的に行われるよう監督することとしております。

また、各グループ担当取締役は、経営計画に基づいた各グループの実施すべき具体的な施策および効率的な業務体制を構築し、取締役会において定期的に検証し問題点等の改善を図っていくこととしております。

担当役員の業務分担を定めるとともに、執行役員制度を導入し、業務執行権限を執行役員に委譲し、執行責任を明確にして業務執行に当たらせることとしております。

【原則4－9】 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」のうち、「独立役員の確保に関する実務上の留意事項（2015年6月改訂版）」を独立社外取締役の独立性判断基準としております。

【補充原則4－11－1】 取締役会の構成についての考え方

当社は、我が国の証券市場発展に資する役割を担っている責任感のもと、業務の規模、複雑性にふさわしい能力を備えた、実効的で相互補完的かつ多様性のある取締役会を構築することを目指しております。

この方針に基づき、取締役会は、個々の資質・見識・経験等を総合的に勘案し、取締役候補の指名を行います。

また、経営陣幹部である執行役員は、取締役会の意思を実行するキーパーソンであり、その選解任に係る人事は、取締役会で決定されます。

なお、当社の社外取締役に法律、会計、税務のそれぞれの分野で十分な知識・経験を有する専門家が就任しております。

〔補充原則4－11－2〕 取締役の兼任状況

該当ありません。

〔補充原則4－11－3〕 取締役会全体の分析・評価の結果

本コード提出時点における、取締役会の実効性の分析・評価を行った結果、当社の取締役会は、業務の執行、戦略、ガバナンスの観点で適切なバランスがとられており、活発で建設的な対話を行っているものと評価しております。

〔4－14－2〕 取締役に對するトレーニングの方針

取締役に求められる役務の実効性を維持・発展させていくため、社長室が役員研修を所管し、以下の方針に基づいてトレーニングを実施しております。

- ・新任時、自社の事業・財務・組織等に関する必要な知識の説明を行う。
- ・就任後、自社の事業・財務・組織等に生じつつある重要な変更や最新の業界動向について適宜に説明を行う。
- ・知識・能力の切磋・向上を図るため、外部の識者に招聘するなど、研修会を継続的・定期的に開催する。

〔原則5－1〕 株主との建設的な対話に関する方針

当社における株主との対話については、管理グループが所管して担当しております。

株主に対しては、決算説明会、当社ホームページによる情報開示等の実施により、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただくような活動を実施しております。

また、相互理解の観点から直接面談にて意見交換を行うこともあります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%未満

〔大株主の状況〕 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
株式会社巽事務所	1,474,500	15.54
株式会社巽丸	1,149,900	12.12
株式会社巽也蔵	1,074,825	11.33
株式会社哲学の道文庫	922,100	9.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	407,300	4.29
巽大介	245,433	2.58
振角典子	232,079	2.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	190,300	2.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	94,300	0.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	89,200	0.94

支配株主 (親会社を除く) の有無 更新

—

親会社の有無 更新

なし

補足説明 更新

2020年4月1日付、関東財務局長へ大量保有報告書に関する変更報告書を提出。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新

東京 第一部

決算期 更新

3 月

業種 更新

証券、商品先物取引業

直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社は、2020年6月25日、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的に、取締役会の監査・監督機能の強化、業務執行決定権限の取締役への委任など意思決定および業務執行の迅速化・効率化を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行致しました。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数 更新	8 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	4 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山本将晴	税理士											○
児玉憲夫	弁護士											○
村形聡	公認会計士											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びiのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本将晴		○	山本社外取締役は、有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。一般株主との利益相反を生じるおそれがないものと判断し独立役員として指定致しました。	山本将晴氏は税理士として、税務、財務、経理面の専門的知識を有しております。社外取締役として独立した立場から、豊富な知見を活かして当社のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献頂くために選任しております。同氏は、各業務部門の垣根を超えた客観的立場に立って実施する現場社員との対話や専門的見地からの提言等を通じて、当社の成長機会の発見や経営リスクの対応力向上に貢献しております。

児玉憲夫	○		新世綜合法律事務所所長 児玉憲夫氏と当社との間には、人的、資本的関係および取引関係その他の利害関係はありません。	児玉憲夫氏は、弁護士として法務に関する専門的な知識や経験を有しております。同氏の経営から独立した立場からの、豊富な知見と見識を活かした率直かつ有益な意見・指摘は、当社の監査機能や取締役会の意思決定・監督機能の実効性向上に資するものと判断し、社外取締役・監査等委員に選任しております。
村形聡	○		税理士法人ゼニックス・コンサルティング所長 村形聡氏と当社との間には、人的、資本的関係および取引関係その他の利害関係はありません。	村形聡氏は、公認会計士・税理士として財務および会計に関する専門的な知識や経験を有しております。同氏の経営から独立した立場からの、豊富な知見と見識を活かした率直かつ有益な意見・指摘は、当社の監査機能や取締役会の意思決定・監督機能の実効性向上に資するものと判断し、社外取締役・監査等委員に選任しております。

[監査等委員会]

委員構成及び議長の属性

更新

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

更新

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

更新

監査等委員会は、必要に応じ、その職務を補助する者として内部監査部門所属の職員から専属のスタッフを指名します。その場合、当該補助者は、監査等委員会の補助業務を行う限りにおいて、監査等委員会の指揮命令に従うものとして、取締役（監査等委員の取締役を除く。）からの独立性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

更新

監査等委員会は、会計監査人から、職務の執行が適正におこなわれていることを確保するための体制の整備状況、会社法および金融商品取引法にもとづく監査計画、監査体制、会計監査結果、有価証券報告書および財務報告に係る内部統制報告書監査結果について報告を受けるとともに、適宜、質疑応答、意見交換をおこない相互連携をはかっております。また、当社の内部監査部門とも定期的な情報交換および意見交換を実施しております。

[任意の委員会]

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

更新

なし

[独立役員関係]

独立役員の人数

更新

1名

その他独立役員に関する事項

当事業年度（2019年4月から2020年3月迄）に開催した10回の取締役会のうち10回に出席し、税務、会計など専門分野を生かした見地から発言しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

更新

ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクを株主の皆様と共有し、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への貢献意欲や士気を高めることを目的とし、本ストックオプション制度を実施しております。

2019年6月26日開催の第59回定時株主総会において、取締役（社外監査役を除く）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を高める目的として、譲渡制限付株式報酬制度を新たに導入することが決議されました。

ストックオプションの付与対象者 更新

社内取締役、社外取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 更新

取締役に対して20,000株（内、社外取締役3,000株）をそれぞれ上限とするストックオプションを付与しております。
（2017年10月1日付で、普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合をおこなっており、当該株式の数は、株式併合を反映した数値で記載しております。）

[取締役報酬関係]

（個別の取締役報酬の）開示状況 更新

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2020年3月期における取締役及び監査役の報酬は、以下のとおりです。

取締役5名 92百万円

内社外取締役1名 2百万円

監査役4名 7百万円

内社外監査役2名 2百万円

※取締役支給額には、使用人兼務役員の使用人給与は含まれておりません。

※上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金の繰入額17百万円（取締役17百万円、監査役0百万円）が含まれております。

上記の内容は、第60期報告書において開示しており、当社ウェブサイトに掲載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役報酬限度額は、1986年12月19日開催の第26回定時株主総会において、年額2億5千万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止し、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、新たに取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額を、年額2億5千万円以内（うち社外取締役分は年額3千万円以内）と定めております。
各取締役の具体的な報酬額は、取締役会において報酬決定を代表取締役社長巽大介に一任することとしております。

[社外取締役のサポート体制] 更新

社外取締役に対して、業務執行部門や内部監査部門の職員、また社長室の担当責任者が日常的に接触し、必要資料の提供や説明など、十分なサポート体制を敷いております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

取締役会で定められた経営の基本方針の下、以下の会議体を置き、業務の執行を行っております。

（経営会議）

経営会議は、当社の業務執行を担う取締役および執行役員からなる会議体であり、毎週定期的に開催される会議において業務上の主要課題について検討が行われます。そこで議論また決議された事項は、社長を含む取締役会への報告と各部門への伝達・指示がなされます。

（業務執行会議）

業務執行会議は、経営会議の下部組織として、各部門の代表からなる会議体であり、業務上の様々な課題についての検討が行われ、そこで議論また決議された事項は、経営会議への報告がなされます。

また、内部監査監査部門は、業務執行部門とは独立した監査グループと内部統制監査室からなり、監査等委員会とも連携を図り、内部監査の実効性・効率性を高めています。さらに「有限責任あずさ監査法人」と監査契約を締結し四半期毎に会計監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

※現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。

・取締役の人数を組織規模に合わせ、十分な意思疎通と権限・責任の明確化を確立させるよう配慮しております。

・内部統制面への配慮として適切なグループ間の相互牽制とコンプライアンスの徹底を主眼においたフラットな体制の構築に努めております。
このような理由から、迅速な意思決定を可能にし、かつ経営の透明性、客観性を確保できると判断し、現在の企業統治体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より可能な限り早い段階で株主様宛てに発送しております。 (2020年6月25日開催の第60回定時株主総会に関しましては、6月4日に発送しております。)
電磁的方法による議決権の行使	2012年6月28日開催の定時株主総会から、パソコン、スマートフォン又は携帯電話を用いて議決権を行使することが可能となっております。
その他	招集通知、報告書、インターネット開示情報の案内及び決議通知書を、当社ホームページへ掲載、株主総会においてスライドを用いて説明することで分かり易くしております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IRに関する部署(担当者)の設置	決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、業務及び財産の状況に関する説明書、決定公告、プレスリリース等。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	従業員の社会参加の促進策として、「就業規則」において、選挙その他公民としての権利を行使する時に特別有給休暇を認めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ホームページ (http://www.kosei.co.jp/) にて、「CSR情報」を公開しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

※内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。
内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下の通り、本会社の業務の適正を確保するための体制を整備しております。

1. 役職員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「企業行動憲章」を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を役職員に伝え、法令遵守および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
- (2) コンプライアンス上の問題を統括するコンプライアンス統括部門を設置する。内部管理統括責任者をコンプライアンス担当取締役に任命し、全社横断的なコンプライアンス体制を構築・整備し、コンプライアンス上の問題点の把握に努める。
- (3) コンプライアンスに関する重要な問題点が発見された場合は速やかにコンプライアンス統括部門に報告する体制を構築する。コンプライアンス上の問題点の報告・通報を受けたコンプライアンス統括部門は、その内容を調査・精査し、関係部門とも協議を行ない、再発防止策を策定・実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 「文書管理規程」を定め、同規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、適正に保存・管理する。
- (2) 重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部署を設置し、開示すべき情報を法令に従い適時適切に開示する体制を構築する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」を定め、同規程に従い、リスクカテゴリー毎に責任部署を定めて対応する。リスクカテゴリーに定めのないリスクが発生した場合は、速やかに担当部署を定め対応を行う。
- (2) 管理部門担当取締役が、リスクに関する統括責任者となり、会社が生じるリスクを網羅的・総括的に管理する。
- (3) 内部監査部門は、部門毎のリスク管理状況を定期的に監査し、その結果を統括責任者および取締役会に報告する。取締役会は、リスク管理上の問題点を把握し、必要に応じリスク管理体制の改善を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は役職員が共有する経営の基本方針を定め、各部門に対し職務執行が効率的に行われるよう監督する。各部門担当取締役は、経営の基本方針に基づいた各部門の実施すべき具体的な施策および効率的な業務体制を構築すると共に、取締役会において定期的に検証し問題点等の改善を図る。
- (2) 担当役員の業務分担を定めるとともに、執行役員制度を導入し、業務執行権限を執行役員に委譲して、執行責任を明確にして業務執行を行うものとする。

5. 本会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「関係会社管理規程」を定め、同規程に従い、本会社グループ内で安定成長していくための指導・育成、および管理を行う。
- (2) 関係会社を担当する取締役は、関係会社に関する業務の全般を掌握し、必要な施策を実施するに当たっては、関係部門との協議など所定の社内手続きを経て行う。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき職員に関する事項ならびにその独立性および指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会は、その職務を補助する者として内部監査部門所属の職員から指名することができる。
- (2) 当該補助者は、監査等委員会の補助業務を行う限りにおいて、取締役（監査等委員の取締役を除く。）から独立し、監査等委員会の指揮命令に従う。

7. 役職員が監査等委員会に報告するための体制

- (1) 監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、経営会議のほか重要会議に出席し、報告を受けることができる。
- (2) 監査等委員は、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧し、役職員に説明を求め、また、監査等委員会が求める重要な事項について、役職員から報告を受けることができるものとする。
- (3) 監査等委員会に報告・相談を行った役職員に対し、報告・相談を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 本会社は、監査等委員会が行う職務の執行にあたり、会社法第399条の2第4項に基づく監査費用のための適切な予算措置を行うものとする。
- (2) 監査等委員会は、監査業務の品質および実効性の向上のため、内部監査部門および会計監査人と定期的に意見交換を行うなど緊密な連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

※反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

すべての役職員が遵守すべき指針である「反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針」を定め、反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断することを基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力排除の意識向上及び徹底等を目的とした社内研修等を適宜に実施、また、反社会的勢力関連情報の収集・蓄積・管理を行うと同時に、警察・弁護士及び日本証券業協会等の外部の専門機関と相談・連携するとともに、日本証券業協会の反社情報照会システムの活用と、当該勢力による行為の被害発生を防止するための対応を行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

更新

なし

該当項目に関する補足説明

更新

当社は、株主、顧客、従業員をはじめとする様々なステークホルダーの価値の総体である企業価値の向上を図ることが、第一義的に重要であると考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

更新

〈適時開示体制の概要〉

1. 当社は、会社法、金融商品取引法等の関係法令及び金融商品取引所の定める適時開示規則に則り株主・投資家の皆様へ公平かつ迅速、適切な情報開示を行っております。

2. 当社では、会社情報の適時開示に係る総括を情報取扱責任者とし、情報の重要性の判断、適時開示規則に定められた適時開示情報に該当するか否かを検討し、開示情報の管理、監視チェック等をし、管理グループにおいてT Dnet（適時開示情報伝達システム）にて情報開示を行っております。

3. 当社では、次の会社情報について適時開示を行います。

・決算情報

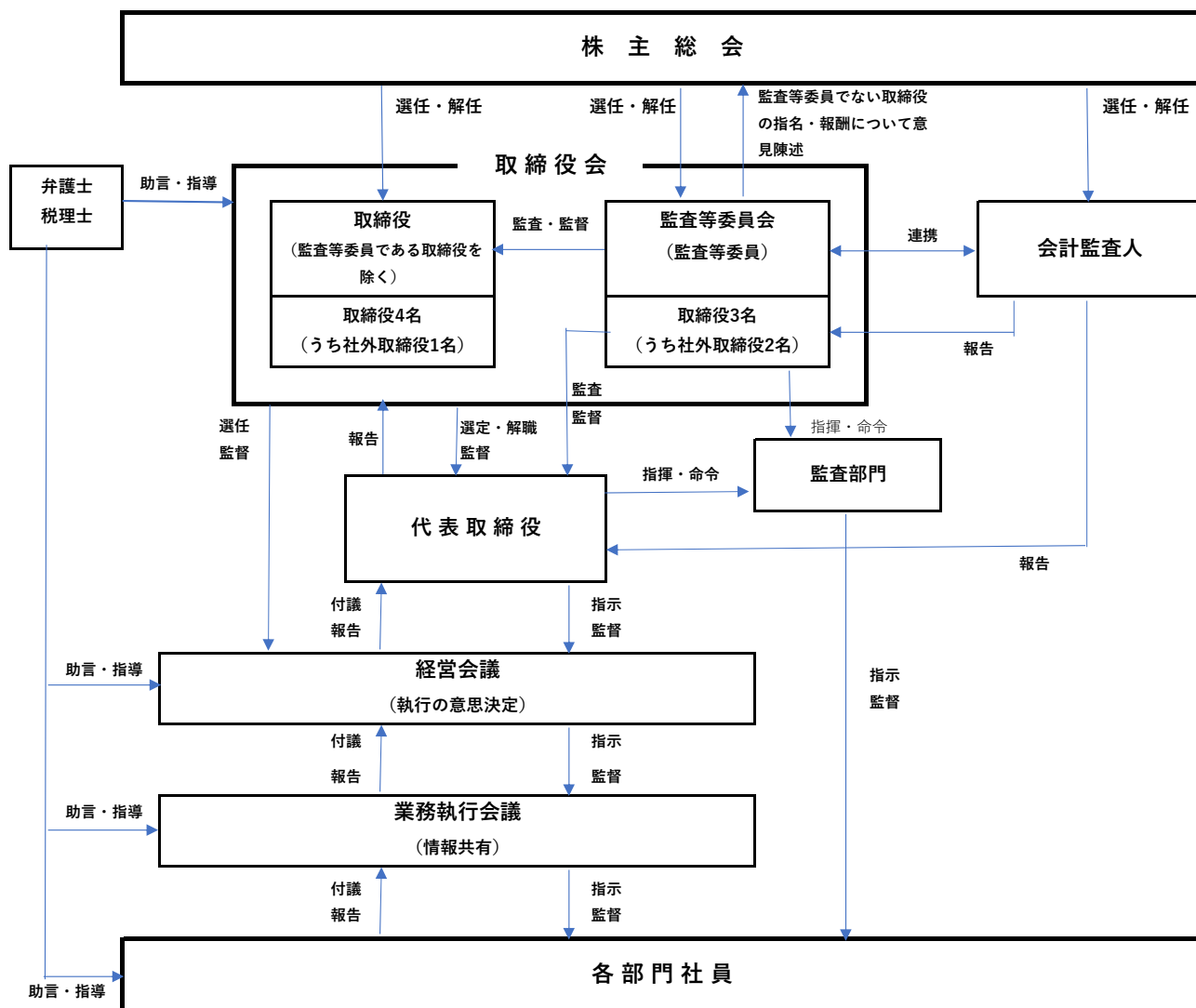
取締役会の承認を得た後、適時開示を行うとともに、遅滞なく当社ホームページに掲載し開示しております。

・発生事実

各所管部署から入手した情報をもとに適時開示の要否判断を行った後、管理グループにて開示手続きを行います。

・決定事実

取締役会の承認決議後、株主・投資家の皆様に対し速やかに適時開示を行っております。



【適時開示体制の概要】

